

京都市訓令甲第 9 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

京都市長 門 川 大 作

別表教育次長の項中第22号を第23号とし、第5号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京都市債権管理条例第7条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)